



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日 (金曜日) 号外 第 13 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

訓 令

○宮崎県庁議設置規程の一部を改正する訓令…… (総合政策課) 1	頁
○宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令…… (デジタル推進課) 2	
○公印規程の一部を改正する訓令…… (総務課) 2	
○法令審査会規程の一部を改正する訓令…… (") 3	

○文書取扱規程の一部を改正する訓令…… (総務課) 4	
○宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令…… (") 4	
○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…… (人事課) 5	
○宮崎県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…… (") 10	
○宮崎県副知事の担当事務等に関する規程の一部を改正する訓令…… (") 11	
○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令…… (財政課) 11	

訓 令

宮崎県庁議設置規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 6 年 3 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 3 号

本 庁
各 出 先 機 関

宮崎県庁議設置規程の一部を改正する訓令

宮崎県庁議設置規程 (平成19年訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(審議事項)</p> <p>第 2 条 庁議に付議する審議事項は、次に掲げる基本事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 部 (宮崎県部設置条例 (平成16年宮崎県条例第 4 号) 第 1 条に規定する部をいう。以下同じ。) 相互の間において特に調整を必要とする事項</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(報告事項)</p> <p>第 3 条 各部の長は、次に掲げる事項について報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(構成員)</p> <p>第 4 条 庁議は、知事が招集し、次の表で定める者のほか、知事が必要と認める者をもって構成する。</p> <table border="1"> <tr><td>部局等名</td><td>職名</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>県土整備部</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> </table> <p>(庁議次長会)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 庁議次長会は、総合政策部長主宰のもとに、次の表で定める者</p>	部局等名	職名	[略]		県土整備部	[略]	[略]		<p>(審議事項)</p> <p>第 2 条 庁議に付議する審議事項は、次に掲げる基本事項とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 部等 (宮崎県部等設置条例 (平成16年宮崎県条例第 4 号) 第 1 条に規定する部等をいう。以下同じ。) 相互の間において特に調整を必要とする事項</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(報告事項)</p> <p>第 3 条 各部等の長は、次に掲げる事項について報告しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(構成員)</p> <p>第 4 条 庁議は、知事が招集し、次の表で定める者のほか、知事が必要と認める者をもって構成する。</p> <table border="1"> <tr><td>部局等名</td><td>職名</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> <tr><td>県土整備部</td><td>[略]</td></tr> <tr><td>宮崎国スポ・障スポ局</td><td>局長</td></tr> <tr><td>[略]</td><td></td></tr> </table> <p>(庁議次長会)</p> <p>第 7 条 [略]</p> <p>2 庁議次長会は、総合政策部長主宰のもとに、次の表で定める者</p>	部局等名	職名	[略]		県土整備部	[略]	宮崎国スポ・障スポ局	局長	[略]	
部局等名	職名																		
[略]																			
県土整備部	[略]																		
[略]																			
部局等名	職名																		
[略]																			
県土整備部	[略]																		
宮崎国スポ・障スポ局	局長																		
[略]																			

のほか、総合政策部長が必要と認める者をもって構成する。

部局等名	役職
[略]	
県土整備部	[略]
[略]	

のほか、総合政策部長が必要と認める者をもって構成する。

部局等名	役職
[略]	
県土整備部	[略]
宮崎国スポ・障スポ局	次長
[略]	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第4号

本 庁
各出先機関

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令

宮崎県行政情報化総合調整規程（平成19年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 部等 宮崎県部等設置条例（平成16年宮崎県条例第4号）第1条に規定する部及び宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号。以下「組織規則」という。）第6条第1項の規定により設けられた会計管理局をいう。</p> <p>(7)・(8) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 部等 <u>宮崎県部等設置条例</u>（平成16年宮崎県条例第4号）第1条に規定する部等及び宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号。以下「組織規則」という。）第6条第1項の規定により設けられた会計管理局をいう。</p> <p>(7)・(8) [略]</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第5号

本 庁
各出先機関

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和37年訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(公印取扱主任)</p> <p>第3条 公印についての事務を処理させるため、本庁の局及び課（課内室を含む。以下「課」という。）並びに出先機関に公印取扱主任を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>印影のひな形</th> <th>印影の寸法 (ミリメートル)</th> <th>個数</th> <th>使用範囲</th> <th>公印管理者</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮 崎 県</td> <td>身体障害者 手帳専用</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管理者	[略]						宮 崎 県	身体障害者 手帳専用	[略]				<p>(公印取扱主任)</p> <p>第3条 公印についての事務を処理させるため、本庁の局 <u>(高速道対策局に限る。)</u> 及び課（課内室を含む。以下「課」という。）並びに出先機関に公印取扱主任を置く。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>印影のひな形</th> <th>印影の寸法 (ミリメートル)</th> <th>個数</th> <th>使用範囲</th> <th>公印管理者</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮 崎 県</td> <td>身体障害者 手帳専用</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管理者	[略]						宮 崎 県	身体障害者 手帳専用	[略]			
種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管理者																																
[略]																																					
宮 崎 県	身体障害者 手帳専用	[略]																																			
種 類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管理者																																
[略]																																					
宮 崎 県	身体障害者 手帳専用	[略]																																			

知 事 印	宮 崎 県 知 事 印					知 事 印	宮 崎 県 知 事 印						
						宮 崎 県 知 事 印	療 育 手 帳 専 用 宮 崎 県 知 事 印	方 27	各 1	宮崎県療育 手帳制度実 施要綱(昭 和48年12月 27日定め) に基づく療 育手帳に係 る諸事務用	各福祉こ どもセン ター所長		
[略]													
宮 崎 県 知 事 印	宮 崎 県 知 事	[略]		1	[略]	宮 崎 県 知 事 印	宮 崎 県 知 事	[略]		3	[略]		
[略]													
宮 崎 県 政 策 調 整 監 印	[略]					宮 崎 県 政 策 調 整 監 印	[略]					総 合 政 策 課 長	広 域 連 携 課 長
宮 崎 県 危 機 管 理 統 括 監 印	[略]					宮 崎 県 危 機 管 理 統 括 監 印	[略]						
[略]													
各 地 区 建 築 主 事 印	宮 崎 県 何 地 区 建 築 主 事 印	[略]				土 木 事 務 所 建 築 主 事 印	宮 崎 県 何 土 木 事 務 所 建 築 主 事 印	[略]					
[略]													

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

法令審査会規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第6号

本 庁
各 出 先 機 関

法令審査会規程の一部を改正する訓令

法令審査会規程（昭和39年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、職員のうちから知事が命ずる。	（組織） 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、職員のうちから知事が命ずる。 <u>ただし、委員のうち1人は総務部次長をもって充てる。</u>

<p>(事案の提出) 第6条 第2条に規定する審査会に付する事案は、当該事務を主管する部長（会計管理者を含む。以下「主務部長」という。）の決裁を経て、審査会に提出し、その審査を受けなければならない。</p> <p>(審査の特例) 第9条 [略] 2 [略] 3 前2項の書面審査は、会長、委員たる総務部次長及び総務課長並びに関係部（会計管理局を含む。）及び総務課の幹事に合議しなければならない。</p>	<p>(事案の提出) 第6条 第2条に規定する審査会に付する事案は、当該事務を主管する部長（<u>宮崎国スポ・障スポ局長</u>及び会計管理者を含む。以下「主務部長」という。）の決裁を経て、審査会に提出し、その審査を受けなければならない。</p> <p>(審査の特例) 第9条 [略] 2 [略] 3 前2項の書面審査は、会長、委員たる総務部次長及び総務課長並びに関係部（<u>宮崎国スポ・障スポ局</u>及び会計管理局を含む。）及び総務課の幹事に合議しなければならない。</p>
---	--

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第7号

文書取扱規程の一部を改正する訓令

文書取扱規程（平成2年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 部等 <u>宮崎県部設置条例</u>（平成16年宮崎県条例第4号）第1条に規定する部及び組織規則第6条第1項の規定により設けられた会計管理局をいう。 (4) [略] (5) 部長 組織規則第263条第1項に規定する部長、政策調整監及び危機管理統括監並びに同条第4項に規定する会計管理者をいう。 (6)～(18) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) [略] (3) 部等 <u>宮崎県部等設置条例</u>（平成16年宮崎県条例第4号）第1条に規定する部等及び組織規則第6条第1項の規定により設けられた会計管理局をいう。 (4) [略] (5) 部長 組織規則第263条第1項に規定する部長、政策調整監、<u>危機管理統括監及び局長</u>並びに同条第4項に規定する会計管理者をいう。 (6)～(18) [略]</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年3月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第8号

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令

宮崎県電子署名規程（平成17年訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(電子署名を付与する電子文書の発信者名) 第5条 電子署名を付与した電子文書は、次に掲げる職名及び署名をもって発信するものとする。 (1)～(3) [略] <u>(4)～(14)</u> [略] 2 [略]</p>	<p>(電子署名を付与する電子文書の発信者名) 第5条 電子署名を付与した電子文書は、次に掲げる職名及び署名をもって発信するものとする。 (1)～(3) [略] <u>(4) 宮崎国スポ・障スポ局長</u> <u>(5)～(15)</u> [略] 2 [略]</p>

本 庁
各出先機関

別表（第6条関係）

電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者
[略]	
部長	[略]
[略]	

別表（第6条関係）

電子署名に用いる職名	鍵情報等管理者
[略]	
部長	[略]
宮崎国スポ・障スポ局長	宮崎国スポ・障スポ局総務企画課長
[略]	

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第9号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前								改正後									
(定義)								(定義)									
第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。								第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。									
(1)～(3) [略]								(1)～(3) [略]									
(4) 部長 宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号。以下本条において「組織規則」という。）第 263条第1項に規定する部長、政策調整監及び危機管理統括監並びに会計管理者をいう。								(4) 部長 宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号。以下本条において「組織規則」という。）第 263条第1項に規定する部長、政策調整監、 <u>危機管理統括監及び局長</u> 並びに会計管理者をいう。									
(5)～(8) [略]								(5)～(8) [略]									
(9) 監 組織規則第 265条に規定する職（工事検査専門員を除く。）をいう。								(9) 監 組織規則第 <u>265条第1項</u> に規定する職（ <u>衛生技監及び工事検査専門員</u> を除く。）をいう。									
(10) [略]								(10) [略]									
(11) 担当リーダー 組織規則第 266条第2項に規定する主幹及び副主幹（課の特定の事務を掌理する者に限る。）をいう。								(11) 担当リーダー 組織規則第 266条第2項に規定する <u>専任主幹、主幹及び副主幹</u> （課の特定の事務を掌理する者に限る。）をいう。									
(12)～(20) [略]								(12)～(20) [略]									
別表第2（第4条関係）								別表第2（第4条関係）									
本庁各課共通専決事項								本庁各課共通専決事項									
事務	事項	専決区分						摘要	事務	事項	専決区分						摘要
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー				副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー	
[略]								[略]									
11	(1)～(9) [略]								11	(1)～(9) [略]							
財 務 等 に 関 す	(10) 予算執行伺及び支出負担行為に関する。ただし、支出負担行為にあっては、次に掲げるものを除く	[略]							財 務 等 に 関 す	(10) 予算執行伺及び支出負担行為に関する。ただし、支出負担行為にあっては、次に掲げるものを除く	[略]						

る 事 務	。 ア・イ [略] ウ 職員手当（児 童手当及びパー ートタイム会計年 度任用職員に係 る期末手当にあ っては、総務事 務センターの主 管に属するもの に限る。） エ〜カ [略]		る 事 務	。 ア・イ [略] ウ 職員手当（児 童手当並びにパ ートタイム会計 年度任用職員に 係る期末手当及 び勤勉手当にあ っては、総務事 務センターの主 管に属するもの に限る。） エ〜カ [略]	
	(11) 支出命令に関 すること。ただし 、次に掲げるもの を除く。 ア・イ [略] ウ 職員手当（児 童手当及びパー ートタイム会計年 度任用職員に係 る期末手当にあ っては、総務事 務センターの主 管に属するもの に限る。） エ〜カ [略]	[略]		(11) 支出命令に関 すること。ただし 、次に掲げるもの を除く。 ア・イ [略] ウ 職員手当（児 童手当並びにパ ートタイム会計 年度任用職員に 係る期末手当及 び勤勉手当にあ っては、総務事 務センターの主 管に属するもの に限る。） エ〜カ [略]	[略]
	(12)~(19) [略]			(12)~(19) [略]	
	[略]			[略]	

付表

予算執行伺及び支出負担行為専決区分

[略]

別表第 3（その 1）（第 4 条関係）

本庁各課特定専決事項

課	副 知 事	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項	課長 補佐 特定 専決 事項
				[略]	
総務 事務 セン ター		[略]		1 給料、職員手当（児童手当及 びパートタイム会計年度任用職 員に係る期末手当を除く。）及 び共済費（社会保険料及び労働 保険料を除く。）の支出負担行 為及び支出命令に関する事 こと。	[略]
				[略]	
業務				1 医薬品、医療機器等の品質、	

付表

予算執行伺及び支出負担行為専決区分

[略]

別表第 3（その 1）（第 4 条関係）

本庁各課特定専決事項

課	副 知 事	部 長 特 定 専 決 事 項	次 長 特 定 専 決 事 項	課長特定専決事項	課長 補佐 特定 専決 事項
				[略]	
総務 事務 セン ター		[略]		1 給料、職員手当（児童手当並 びにパートタイム会計年度任用 職員に係る期末手当及び勤勉手 当を除く。）及び共済費（社会 保険料及び労働保険料を除く。 ）の支出負担行為及び支出命 令に関する事 こと。	[略]
				[略]	
長寿				1 社会福祉士及び介護福祉士法	

対策課	<p>有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）による次の事務</p> <p>(1) 第24条第2項の規定による医薬品の販売業（県外に住所を有する者の配置販売業に限る。）の許可の更新に関すること。</p> <p>(2) 第33条第1項の規定による医薬品配置従事者の身分証明書等の交付に関すること（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第10条に規定する既存配置販売業者に係るものを含む。）。</p> <p>(3) 第69条第6項の規定による立入検査等（第12条第1項、第23条の2第1項及び第23条の20第1項の規定による製造販売業の許可、第13条第1項及び第23条の22第1項の規定による製造業の許可並びに第23条の2の3第1項の規定による製造業の登録を受けた者に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>2 薬事法の一部を改正する法律附則第10条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の薬事法第24条第2項の規定による販売業（県外に住所を有する者の配置販売業に限る。）の許可の更新に関すること。</p> <p>3 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第18条の規定による毒物劇物営業のうち製造業者及び輸入業者に係る立入検査等に関すること。</p> <p>4 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第 261号）による次の事務</p> <p>(1) 第11条第1号及び第28条第1号ロに掲げる特定毒物使用者の指定に関すること。</p> <p>(2) 第13条第1号ロ及びチ、第18条第1号ロ、ニ、ホ及びヘ並びに第24条第1号ロ、ニ、ホ及びヘに掲げる特定毒物指導員の指定に関すること。</p>	介護課	<p>（昭和62年法律第30号）による次の事務</p> <p>(1) 第48条の3第1項の規定による喀痰吸引等業務の登録に関すること。</p> <p>(2) 附則第11条第1項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付に関すること。</p> <p>(3) 附則第27条第1項の規定による特定行為業務の登録に関すること。</p> <p>2 介護保険法（平成9年法律第123号）による次の事務</p> <p>(1) 第69条の2第1項の規定による介護支援専門員の登録に関すること。</p> <p>(2) 第69条の7第1項及び第5項の規定による介護支援専門員証の交付に関すること。</p> <p>(3) 第69条の8第1項の規定による介護支援専門員証の有効期間の更新に関すること。</p>
[略]		[略]	
感染症対策課	<p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）に基づ</p>	薬務感染症対策課	<p>1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）による</p>

		<p>く医療費その他の公費の決定に関すること。</p> <p>2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第16項の規定による結核指定医療機関の指定に関すること。</p>		<p>策課</p>	<p>次の事務</p> <p>(1) 医療費その他の公費の決定に関すること。</p> <p>(2) 第38条第2項の規定による第1種協定指定医療機関、第2種協定指定医療機関及び結核指定医療機関の指定に関すること。</p> <p>2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）による次の事務</p> <p>(1) 第24条第2項の規定による医薬品の販売業（県外に住所を有する者の配置販売業に限る。）の許可の更新に関すること。</p> <p>(2) 第33条第1項の規定による医薬品配置従事者の身分証明書等の交付に関すること（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号）附則第10条に規定する既存配置販売業者に係るものを含む。）。</p> <p>(3) 第69条第6項の規定による立入検査等（第12条第1項、第23条の2第1項及び第23条の20第1項の規定による製造販売業の許可、第13条第1項及び第23条の22第1項の規定による製造業の許可並びに第23条の2の3第1項の規定による製造業の登録を受けた者に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>3 薬事法の一部を改正する法律附則第10条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の薬事法第24条第2項の規定による販売業（県外に住所を有する者の配置販売業に限る。）の許可の更新に関すること。</p> <p>4 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第18条の規定による毒物劇物営業者のうち製造業者及び輸入業者に係る立入検査等に関すること。</p> <p>5 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）による次の事務</p> <p>(1) 第11条第1号及び第28条第1号ロに掲げる特定毒物使用者の指定に関すること。</p>
--	--	--	--	-----------	--

									(2) 第13条第1号ロ及びチ、 第18条第1号ロ、ニ、ホ及び へ並びに第24条第1号ロ、ニ 、ホ及びへに掲げる特定毒物 指導員の指定に関すること。
[略]									
漁業 管理 課				1・2 [略]					
				3 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)による次の事務					
				(1) 第18条の規定による遊漁船業者に対する命令に関する こと。					
				(2) 第24条第1項の規定による遊漁船業を営む者等に対する報告の徴収又は立入検査に 関すること。					
				4～7 [略]					
[略]									

別表第3(その2)(第4条関係)

本庁各課特定専決事項

課	担当リーダー特定専決事項
[略]	
総務事務 センター	1 報酬、職員手当(パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当に限る。)、共済費(社会保険料及び労働保険料に限る。))及び旅費の支出負担行為及び支出命令に関する こと。
	2 [略]
[略]	

別表第5(第5条関係)

出先機関の長特定専決事項
[略]
精神保健福祉センター
1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による次の事務
(1) 第33条第7項の規定による届出の受理に関する こと。
(2) [略]
(3) 第38条の2第1項(同条第2項において準用する 場合を含む。))の規定による報告の受理に関する こと。
(4)～(18) [略]
2～4 [略]
[略]
農林振興局
1～1の8 [略]
1の9 遊漁船業の適正化に関する法律による次の事務(中 部農林振興局、南那珂農林振興局、児湯農林振興局及び東 臼杵農林振興局に限る。))
(1)～(3) [略]
(4) 第6条第2項(第19条第2項において準用する 場合を含む。))の規定による通知に関する こと。
(5) [略]

別表第3(その2)(第4条関係)

本庁各課特定専決事項

課	担当リーダー特定専決事項
[略]	
総務事務 センター	1 報酬、職員手当(パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当に限る。)、共済費(社会保険料及び労働保険料に限る。))及び旅費の支出負担行為及び支出命令に関する こと。
	2 [略]
[略]	

別表第5(第5条関係)

出先機関の長特定専決事項
[略]
精神保健福祉センター
1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による次の事務
(1) 第33条第9項の規定による届出の受理に関する こと。
(2) [略]
(3) 第38条の2第1項の規定による報告の受理に関する こと。
(4)～(18) [略]
2～4 [略]
[略]
農林振興局
1～1の8 [略]
1の9 遊漁船業の適正化に関する法律による次の事務(中 部農林振興局、南那珂農林振興局、児湯農林振興局及び東 臼杵農林振興局に限る。))
(1)～(3) [略]
(4) 第6条第2項(第21条第2項において準用する 場合を含む。))の規定による通知に関する こと。
(5) [略]
(6) 第8条の規定による届出の受理に関する こと。

- (6) 第9条第1項の規定による届出の受理に関すること。
 - (7) 第10条の規定による登録の抹消に関すること。
 - (8) 第11条第1項の規定による届出の受理に関すること。
 - (9) 第18条の規定による遊漁船業者に対する命令に関すること。
 - (10) 第19条第1項の規定による遊漁船業の登録の取消し又は命令に関すること。
 - (11) 第22条の規定による改善命令に関すること。
 - (12) 第24条第1項の規定による遊漁船業を営む者等に対する報告の徴収又は立入検査に関すること。
- 1 の10～4 [略]
[略]

- (7) 第10条第1項の規定による届出の受理に関すること。
 - (8) 第11条の規定による登録の抹消に関すること。
 - (9) 第19条の規定による届出の受理に関すること。
 - (10) 第20条の規定による遊漁船業者に対する命令に関すること。
 - (11) 第21条第1項の規定による遊漁船業の登録の取消し又は命令に関すること。
 - (12) 第22条の規定による情報の公表に関すること。
 - (13) 第26条の規定による改善命令に関すること。
 - (14) 第29条第1項の規定による遊漁船業を営む者等に対する報告の徴収又は立入検査に関すること。
- 1 の10～4 [略]
[略]

別表第 8（第10条関係）

専決者	第 1 代決者	第 2 代決者
[略]		
部長	次長（次長を 2 人以上置く部においては当該次長が担当する事務に限る。）	[略]
[略]		

別表第 8（第10条関係）

専決者	第 1 代決者	第 2 代決者
[略]		
部長	次長（次長を 2 人以上置く部等においては当該次長が担当する事務に限る。）	[略]
[略]		

別表第 9（第10条関係）

出先機関名	第 1 代決者	第 2 代決者	第 3 代決者
[略]			
家畜保健衛生所	生産安全課長（宮崎家畜保健衛生所においては副所長）	生産安全課長（宮崎家畜保健衛生所に限る。）	
[略]			

別表第 9（第10条関係）

出先機関名	第 1 代決者	第 2 代決者	第 3 代決者
[略]			
家畜保健衛生所	副所長（当該副所長が担当する事務に限る。）	生産安全課長	
[略]			

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 6 年 3 月 29 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 10 号

本 庁
労働委員会事務局

宮崎県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮崎県労働委員会事務局処務規程（平成 2 年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後										
<p>(職制)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する職のほか、事務局に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専門主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。</td> </tr> </table>	主幹	[略]	専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。	<p>(職制)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 前項に規定する職のほか、事務局に、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>専任主幹</td> <td>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専任副主</td> <td>上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。</td> </tr> </table>	専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。	主幹	[略]	専任副主	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。
主幹	[略]										
専門主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。										
専任主幹	上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。										
主幹	[略]										
専任副主	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。										

	る課の特定の事務を掌理する。	幹	するその相当高度の専門的業務に従事し、又は課の特定の事務を掌理する。
副主幹	[略]	副主幹	[略]
[略]		専任主査	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とするその専門的業務に従事する。
専門主事	上司の命を受けて、専門的知識又は経験を必要とする事務に従事する。	[略]	
専門技師	上司の命を受けて、専門的知識又は経験を必要とする技術に従事する。	専任主事	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な事務に従事する。
[略]		専任技師	上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする複雑な技術に従事する。
		[略]	

3・4 [略]

別表第3（第5条関係）

課長補佐専決事項	
1	職員（事務局長及び課長を除く。）の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
2	[略]

3 前2項に規定する職のほか、事務局に、必要に応じ、専門主幹、専門主事及び専門技師を置く。

4 専門主幹は、上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。

5 専門主事は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする事務に従事する。

6 専門技師は、上司の命を受けて、専門的知識及び経験を必要とする技術に従事する。

7・8 [略]

別表第3（第5条関係）

課長補佐専決事項	
1	職員（事務局長、課長及び課長補佐を除く。）の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
2	[略]

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第11号

本 庁
各出先機関

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程（平成25年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（担任意務） 第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 （1） 副知事日隈俊郎の担任意務 ア～エ [略] オ～シ [略] （2） [略]	（担任意務） 第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 （1） 副知事日隈俊郎の担任意務 ア～エ [略] <u>オ 宮崎国スポ・障スポ局に関すること。</u> カ～ス [略] （2） [略]

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年3月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第12号

本 庁

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程（平成元年訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
様式番号	様式の名称	規則の関 係規定	備考	様式番号	様式の名称	規則の関 係規定	備考
[略]				[略]			
別記様式第61号（ 別紙 3）	[略]			別記様式第61号（ 別紙 3）	[略]		
別記様式第61号（ 別紙 4）	隔地払依頼書（他 行渡）	第77条					
別記様式第61号（ 別紙 5）	[略]			別記様式第61号（ 別紙 4）	[略]		
別記様式第61号（ 別紙 6）	[略]			別記様式第61号（ 別紙 5）	[略]		
[略]				[略]			
別記様式第64号（ その 1）	[略]			別記様式第64号（ その 1）	[略]		
別記様式第64号（ その 2）	隔地払通知書（他 行払）	[略]		別記様式第64号（ その 1 の 2）	隔地払通知書（宮 銀渡）	第77条の 3	
[略]				別記様式第64号（ その 2）	隔地払通知書（郵 便局払）	[略]	
				別記様式第64号（ その 2 の 2）	隔地払通知書（郵 便局払）	第77条の 3	
[略]				[略]			

別記様式第33号（その 2）及び別記様式第33号（その 3）中 「宮崎県指定金融機関 殿」 を 「宮崎県指定金融機関 殿
 金融機関保存 1 年」 に改める。

「受託者 氏名」 「受託者 氏名」

別記様式第42号中 生年月日 を (法人にあっては、名称 に、
) 及び代表者の氏名) 」

「収入金の種類」を「収入金等の種類」に改める。

別記様式第53号中

番号	財 源 内 訳	国 庫	円
住所 〒		支 出 金	円
		そ の 他 特定財源	円
氏名		一 般 財 源	円

を

「
 番号
 住所 〒
 」
 に改める。

氏名

別記様式第59号(その1)及び別記様式第59号(その2)中

番号	財 源 内	国 庫 支 出 金	円	を
住所 〒		そ の 他 特 定 財 源	円	
氏名		一 般 財 源	円	
	訳			

番号

住所 〒

氏名

に改める。

別記様式第61号(別紙4)を削り、別記様式第61号(別紙5)を別記様式第61号(別紙4)とし、別記様式第61号(別紙6)を別記様式第61号(別紙5)とする。

別記様式第64号(その1)の次に次の1様式を加える。

様式第64号 (その1の2)

(表)

隔 地 払 通 知 書		宮 銀 渡	
〒	年 度	年度	
	隔地払通知書番号		
	支 払 金 額	円	
	支 払 元 所 属		県税・総務事務所
	会 計 名		
	摘 要		
<p style="text-align: center;">上記の金額を株式会社宮崎銀行の本店又は支店でお受け取りください。</p> <p style="text-align: right;">宮崎県会計管理者 印</p>			

(裏)

注 意 事 項																							
<ol style="list-style-type: none"> 1 この通知書を株式会社宮崎銀行の本店又は支店に持参の上、現金をお受け取りください。 2 この通知書の受領後、盗難等のためにこの通知書により第三者が支払を受けたときは、県はあなた様に対しお支払できないこととなりますので、お支払を受けるまでは大切に保管してください。 3 現金をお受け取りになる際は、この通知書の領収書欄に住所及び氏名を記入し押印してください。表面記載の住所（所在地）又は氏名（名称）に変更がある場合には、お支払いできないことがありますので、表面記載の県税・総務事務所に御連絡ください。 4 代理人がお受け取りになる場合は、この通知書の委任状欄に必要事項を記入し押印するか、又は委任状を別に提出してください。 5 朱肉を使用しないスタンプタイプの印鑑は使用できません。 6 銀行窓口では、お支払する際に、受取人の確認のため身分証明書等の提示をお願いすることがあります。 7 この通知書を亡失又は汚損したときは、表面記載の県税・総務事務所に再発行を申し出てください。 8 この通知書は発行の日から1年を過ぎたときは、本通知書による支払は受けられなくなりますので、早めにお受け取りください。 																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">領 収 書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">表記の金額を領収しました。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">受任者</td> <td style="padding: 5px;">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">氏名 ㊟</td> </tr> </table>	領 収 書		表記の金額を領収しました。		年 月 日		受任者	住所		氏名 ㊟	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">委 任 状</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">表記の金額の受領に関する一切を</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(受任者)</td> <td style="padding: 5px;">に委任しました。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">委任者</td> <td style="padding: 5px;">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">氏名 ㊟</td> </tr> </table>	委 任 状		表記の金額の受領に関する一切を		(受任者)	に委任しました。	年 月 日		委任者	住所		氏名 ㊟
領 収 書																							
表記の金額を領収しました。																							
年 月 日																							
受任者	住所																						
	氏名 ㊟																						
委 任 状																							
表記の金額の受領に関する一切を																							
(受任者)	に委任しました。																						
年 月 日																							
委任者	住所																						
	氏名 ㊟																						

別記様式第64号(その2)を次のように改める。

様式第64号(その2)

(表)

隔 地 払 通 知 書		郵便局払
〒	年 度	年度
	隔地払通知書番号	
	支 払 金 額	円
	支 払 元 所 属	
	会 計 名	
	摘 要	

上記の金額の送金手続をとりましたのでお知らせします。

年 月 日 宮崎県会計管理者 回

(裏)

注 意 事 項

この通知書は、金券ではありません。この通知書とは別に「郵便振替払出証書」が送付されてきますので、それによって現金をお受け取りください。

- 郵便振替払出証書は、福岡貯金事務センターから送付されてきます。
- 現金は、最寄りの郵便局の窓口でその払出証書と引換えにお受け取りください。
- 郵便振替払出証書の発行の日から6か月を過ぎたときは、その払出証書では支払を受けられなくなりますので、早めにお受け取りください。
- 郵便振替払出証書を亡失し、又は汚損したときは、表面記載の支払元所属にご連絡ください。

別記様式第80号（その3）中「金融機関 保存5年」を「金融機関保存 1年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

